

新聞紙名: 日刊木材新聞
(朝刊・夕刊)

(参考資料)

掲載ページ:

22. 2. 9

林業公社は存続へ

分収林も3分の1に縮小

群馬県

群馬県は県林業公社を存続させる方針を固めた。164億円に上る負債は、県が100億円以上の債権を放棄するなど債務を大幅に圧縮、分収林も3分の1に縮小させる。

県林業公社は66年に設立され、分収林事業を通じて森林の造成、公益的機能の高い森林の維持増進を図ってきた。伐採までの費用は日本政策金融公庫と県

年度未までを集中改革期間とし、契約解除と債務圧縮を計画的に進めていく。再生計画が国に認可された段階で公社の再生手続きを実施する。

約5100haある分収林は、収益が見込める林を残して契約を解除し1700ha程度に縮小する。返済不能になつている県貸付金は債権放棄する。公庫からの有利子負債52億円は、県が低利の「第3セクター等改革推進債」を起債して一括償還する。

からの借入金でまかなつており、08年度末の借入金残高は164億円に上つている。

県は公社の存廃を含めて検討を行つてきたが、公社を解散して県が分収林を引き継いだ場合は管理コストがかさむため、公社を抜本的に改革して存続させる方が県民負担が低いと判断した。

今後、再生計画を11年秋までにまとめ、13